証券コード　5189
平成27年６月11日

株　主　各　位

東京都渋谷区笹塚一丁目21番17号
櫻護謨株式会社
取締役社長　中　村　浩　士

第155回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第155回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木）午後５時45分までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　時**　平成27年６月26日（金）午前10時
2. **場　所**　東京都渋谷区笹塚１丁目50－１　笹塚NAビル 地下１階
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. **会議の目的事項**
報 告 事 項
1. 第155期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第155期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役11名選任の件
第４号議案　役員賞与支給の件
4. **議決権の行使等についてのご案内**
（次頁〔議決権の行使等についてのご案内〕をご参照下さい。）

以上

◎お願い　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

〔議決権の行使等についてのご案内〕

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

(2) 株主総会参考書類および計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類および計算書類等に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに記載いたしますので、ご了承下さい。

（当社のホームページアドレス：http://www.sakura-rubber.co.jp/）

（添付書類）

事　業　報　告

（自平成26年４月１日
至平成27年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策などにより企業収益や雇用・所得環境の改善、設備投資の回復基調を維持しているなど景気回復の動きが見られるものの、円安による原材料価格の上昇や海外景気の下振れによる懸念などが敬遠され、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと当社グループといたしましては、新事業の展開、付加価値の高い製品の企画・開発、生産性の向上、金融収支の改善などの努力をいたしました。

その結果として、売上高は101億６千９百万円（前年同期比16.5％減）、営業利益９億５千９百万円（前年同期比38.7％減）、経常利益９億１千９百万円（前年同期比39.1％減）、当期純利益は保険代理店事業の譲渡を行った結果５億５千５百万円（前年同期比34.5％減）となりました。

事業部門別の売上状況はつぎのとおりであります。

消防・防災事業

消防・防災事業では、前期に引き続き発電所向け資機材などの調達はあったものの防災資機材の販売減により売上高は52億４千万円（前年同期比28.2％減）、セグメント利益（営業利益）は３億８千１百万円（前年同期比57.2％減）となりました。

航空・宇宙、工業用品事業

航空・宇宙部門では、P-1などの大型機及びF7エンジン部品の納入が減少し、工業用品部門では、橋梁用の伸縮装置、インフラ向け防水性塗装材やタンクシールの販売が増加しました。

その結果、航空・宇宙、工業用品事業の売上高は44億３千７百万円（前年同期比0.8％増）、セグメント利益（営業利益）は６億９千６百万円（前年同期比14.5％減）となりました。

不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、売上高は４億９千万円（前年同期比3.4%増）、セグメント利益（営業利益）は１億４千３百万円（前年同期比21.4%増）となりました。

事業部門	売上高	構成比	前期比増減
消防・防災事業	5,240百万円	51.5%	△28.2%
航空・宇宙、工業用品事業	4,437	43.7	0.8
不動産賃貸事業	490	4.8	3.4
合　計	10,169	100	△16.5

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は２億４千３百万円であります。その主なものは工場合理化・更新設備等の購入費用等であります。

(3) 資金調達の状況

一部資金調達において受取手形の流動化を行っております。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、輸出環境の改善や雇用、所得環境の改善などを背景に引き続き国内景気が緩やかな回復基調を続けることが期待される一方、海外景気の下振れ懸念、円安による輸入原材料の上昇など、予断を許さない状況で推移するものと予測されます。このような状況の中で当社グループといたしましては引き続き営業面で新規需要開拓のため営業活動を強化し、高品質な新製品をタイムリーに市場に投入し、お客様のニーズに真摯に応えてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

（単位：百万円）

項　目	第152期 (平成23. 4. 1 ～ 平成24. 3. 31)	第153期 (平成24. 4. 1 ～ 平成25. 3. 31)	第154期 (平成25. 4. 1 ～ 平成26. 3. 31)	第155期 (平成26. 4. 1 ～ 平成27. 3. 31 (当連結会計年度)
売上高	10,288	8,922	12,177	10,169
営業利益	837	627	1,565	959
経常利益	837	623	1,510	919
当期純利益	259	384	848	555
1株当たり当期純利益(円)	26.05	38.67	85.32	56.04
総資産	11,185	10,680	13,852	12,205
純資産	3,382	3,776	4,466	4,978

(6) 重要な親会社および子会社の状況（平成27年３月31日現在）

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
桜ホース㈱	30百万円	100％	消防ホースおよび防災資機材の販売
㈱二十一世紀	15	100	不動産の賃貸および管理
櫻テクノ㈱	70	100	高圧ホースの組立・販売および土木資材の販売・工事
㈱川尻機械	10	100	工業用ゴム・プラスチック等の金型設計・製造および販売

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは消防機器、航空・宇宙機器、工業用品の製造販売ならびに不動産の賃貸に関連する事業を行っております。主なものは次のとおりであります。

事業部門	主要製品および事業内容
消防・防災事業	消防ホース、消防用吸管、防災救助資機材
航空・宇宙機器、工業用品事業	航空・宇宙関連部品、金属部品、ダクト、複合材、 石油関連ゴム製品、建築土木関連ゴム製品、自動車用ゴム部品、 工業用ゴム・プラスチック等の金型設計・製造
不動産賃貸事業	笹塚ショッピングモールの賃貸

(8) 主要な営業所および工場（平成27年３月31日現在）

（当社）

① 本社・営業所・出張所

本　　社（東京都渋谷区）
大田原営業所（栃木県大田原市）　　名古屋営業所（名古屋市西区）
大阪営業所（大阪市北区）　　福岡営業所（福岡市博多区）
仙台出張所（仙台市宮城野区）

② 工　　場

大田原製作所（栃木県大田原市）
神奈川工場（神奈川県綾瀬市）

（桜ホース株式会社）

本　　社（東京都渋谷区）

（櫻テクノ株式会社）

本　　社（神奈川県綾瀬市）

（株式会社二十一世紀）

本　　社（東京都渋谷区）

（株式会社川尻機械）

本　　社（東京都江戸川区）

(9) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

従業員の数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
321名	14名増	40.8歳	18.2年

（注）上記従業員数には、使用人兼取締役および嘱託社員を含んでおります。

(10) 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
㈱りそな銀行	619百万円
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	537
㈱みずほ銀行	462
㈱栃木銀行	409
三菱ＵＦＪ信託銀行㈱	380

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　18,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　10,120,000株

（自己株式 218,648株を含む）

(3) 株主数　　992名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
中村浩士	1,208千株	12.20％
岩﨑哲也	1,120	11.31
梶原祐理子	839	8.48
中村恵美子	654	6.60
中村雄太郎	533	5.39
㈱金陽社	497	5.02
徳力精工㈱	384	3.88
櫻護謨取引先持株会	356	3.59
㈱りそな銀行	330	3.33
東京海上日動火災保険㈱	309	3.12

（注）1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（218,648株）を控除し、小数点第2位以下を切り捨てて計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

（平成27年３月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
中　村　浩　士	取締役社長（代表取締役社長兼営業本部長）	櫻テクノ㈱代表取締役会長
岩　﨑　哲　也	取締役副社長（代表取締役副社長）	㈱二十一世紀代表取締役社長
中　野　伍　朗	専務取締役（社長補佐・業務統括）	
千　葉　健　二	常務取締役（大田原製作所長）	
伊　藤　　宏	常務取締役（営業本部PM（消防・防災部門））	桜ホース㈱代表取締役社長
遠　藤　　聡	取締役（総務部長）	
佐　藤　　彰	取締役（営業本部PM（工業用品部門）兼営業三部長）	櫻テクノ㈱代表取締役社長
藤　生　克　好	取締役（営業本部PM（航空・宇宙部門））	
中　村　一　雄	取締役	㈱金陽社代表取締役会長 Kinyo Virginia, Inc. 取締役社長 Kinyo Europe GmbH 代表取締役会長
高　橋　　博	常勤監査役	
岩　﨑　惠　弘	監査役	岩崎企業㈱代表取締役社長 岩崎不動産㈱代表取締役社長
矢　崎　晴　久	監査役	アールワイ保険サービス㈱代表取締役社長 ㈱タナベ経営非常勤監査役

（注）1. 取締役中村一雄氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役岩﨑惠弘氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役矢崎晴久氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 監査役岩﨑惠弘氏は金融機関ならびに経営者としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役矢崎晴久氏は金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	人　　数	報酬等の額
取締役	９名	２０６百万円
（うち社外取締役）	（１名）	（４ 百万円）
監査役	３名	２５百万円
（うち社外監査役）	（２名）	（６ 百万円）
計	１２名	２３２百万円

（注）1. 上記、報酬等の総額には決議予定の役員賞与および当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。
2. 平成９年６月27日開催の第137回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、平成16年６月29日開催の第144回定時株主総会において、監査役の報酬額は年額20百万円以内とご承認いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役中村一雄氏は㈱金陽社代表取締役会長、Kinyo Virginia,Inc.取締役社長、Kinyo Europe GmbH代表取締役会長を兼任しております。

㈱金陽社は、当社の大株主でありますが、当社との間に重要な取引関係はありません。また、Kinyo Virginia,Inc.ならびにKinyo Europe GmbHは、当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役岩﨑惠弘氏は岩崎企業㈱代表取締役社長、岩崎不動産㈱代表取締役社長を兼任しており、当社子会社㈱二十一世紀とは取引関係にあります。

監査役矢崎晴久氏はアールワイ保険サービス㈱代表取締役社長ならびに㈱タナベ経営非常勤監査役を兼任しておりますが、当社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	中村一雄	当期に開催した取締役会9回中6回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	岩﨑惠弘	当期に開催した取締役会9回中7回、監査役会7回中6回出席し、取締役会の意見決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また、監査役会においては、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
社外監査役	矢崎晴久	当期に開催した取締役会9回中8回、監査役会7回全てに出席し、取締役会の意見決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また、監査役会においては、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

（注） 社外監査役岩﨑惠弘氏は当社取締役社長中村浩士氏ならびに当社取締役副社長岩﨑哲也氏の三親等以内の親族（叔父）であります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員との間では、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　藍監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	22百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

該当する事項はありません。

(5) その他の事項

該当する事項はありません。

６．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス体制の基礎として、企業行動憲章およびコンプライアンス基本規定を定め管理体制を整える。

ロ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

ハ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、一切関係を持ちません。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規定等に基づき文書等の保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

リスク管理体制の基礎として、社内規定の整備やリスク管理規定を定め、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める管理体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を隔月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に社

長、副社長、専務、常務によって構成される常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務規定、分課分掌規定において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

⑤ 会社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 取締役は子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
ロ. 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社総務部長ならびに監査役に報告するものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
ロ. 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、常務会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
ハ. 監査役は当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図るものとする。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**(8,250,917)**	**流動負債**	**(4,594,090)**
現金及び預金	2,146,145	支払手形及び買掛金	1,909,719
受取手形及び売掛金	3,861,465	短期借入金	605,000
商品及び製品	83,065	１年内償還予定の社債	66,000
半製品	399,793	１年内返済予定の長期借入金	647,808
仕掛品	1,106,934	リース債務	1,872
原材料及び貯蔵品	496,346	未払法人税等	207,654
繰延税金資産	107,138	賞与引当金	238,202
その他	66,326	役員賞与引当金	68,000
貸倒引当金	△16,298	設備関係支払手形	188,062
固定資産	**(3,955,013)**	その他	661,771
有形固定資産	**3,479,033**	**固定負債**	**(2,632,992)**
建物	1,780,355	社債	400,000
構築物	17,396	長期借入金	1,250,765
機械及び装置	258,979	リース債務	9,519
車両運搬具	1,934	繰延税金負債	9,899
工具、器具及び備品	23,729	役員退職慰労引当金	209,216
土地	1,304,211	厚生年金基金解散損失引当金	225,256
リース資産	10,461	退職給付に係る負債	300,318
建設仮勘定	81,965	資産除去債務	10,957
無形固定資産	**20,753**	その他	217,058
のれん	5,126	**負債合計**	**7,227,083**
その他	15,627	**純資産の部**	
投資その他の資産	**455,225**	**株主資本**	**(4,974,019)**
投資有価証券	268,688	**資本金**	**506,000**
破産更生債権等	238	**資本剰余金**	**285,430**
繰延税金資産	72,406	**利益剰余金**	**4,247,839**
その他	114,131	**自己株式**	**△65,250**
貸倒引当金	△238	**その他の包括利益累計額**	**(4,827)**
		その他有価証券評価差額金	**80,171**
		退職給付に係る調整累計額	**△75,343**
		純資産合計	**4,978,847**
資産合計	**12,205,930**	**負債・純資産合計**	**12,205,930**

連結損益計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		10,169,020
売上原価		7,582,846
売上総利益		**2,586,173**
販売費及び一般管理費		1,626,213
営業利益		**959,960**
営業外収益		
受取利息・受取配当金	6,479	
貸倒引当金戻入額	5,390	
雑収入	22,251	34,121
営業外費用		
支払利息	50,110	
社債利息	2,946	
社債発行費	1,859	
雑支出	19,527	74,444
経常利益		**919,638**
特別利益		
事業譲渡益	65,000	65,000
特別損失		
固定資産除却損	1,123	1,123
税金等調整前当期純利益		**983,514**
法人税、住民税及び事業税	353,178	
法人税等調整額	74,411	427,590
少数株主損益調整前当期純利益		**555,924**
当期純利益		**555,924**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	506,000	285,430	3,775,580	△46,505	4,520,505	48,319	△102,526	△54,207	4,466,298
会計方針の変更による累積的影響額			△23,969		△23,969				△23,969
会計方針の変更を反映した当期首残高	506,000	285,430	3,751,610	△46,505	4,496,535	48,319	△102,526	△54,207	4,442,328
当期変動額									
剰余金の配当			△59,695		△59,695				△59,695
当期純利益			555,924		555,924				555,924
自己株式の取得				△18,745	△18,745				△18,745
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—	31,851	27,183	59,035	59,035
当期変動額合計	—	—	496,229	△18,745	477,484	31,851	27,183	59,035	536,519
当期末残高	506,000	285,430	4,247,839	△65,250	4,974,019	80,171	△75,343	4,827	4,978,847

連 結 注 記 表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

・連結子会社の数　　４社

・連結子会社の名称　桜ホース㈱、櫻テクノ㈱、㈱二十一世紀、㈱川尻機械

（注）櫻テクノ㈱（旧㈱サクラフローシステムズ）は、平成26年５月23日付で商号変更しております。

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② デリバティブ　　時価法

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準　　原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・商品及び製品、半製品、仕掛品　　主として先入先出法

・原材料及び貯蔵品　　主として移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法
但し、平成10年４月１日以降取得した建物（附属設備は除く）については、定額法を採用しております。不動産賃貸部門においては定額法を採用しております。
また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から５年間で均等償却する方法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

・建物及び構築物　　３年～65年

・機械及び装置　　９年

・工具、器具及び備品　　２年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法
なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、内規に基づき支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金　役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規を基礎として算定された支給見積額のうち、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

⑤ 厚生年金基金解散損失引当金　厚生年金基金の解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、厚生年金基金による解散方針議決時の解散損失見込額を基礎として、負担相当額を計上しております。

4．その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が36,876千円増加し、利益剰余金が23,969千円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に対する影響は軽微であります。
なお、１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 重要なヘッジ会計処理の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段…通貨スワップ、金利スワップ
・ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務、借入金

③ ヘッジ方針

主として内部規定に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、発生日以後、投資効果の発現する期間（５年～20年）で均等償却しております。ただし、金額が僅少である場合は、発生会計年度に一括償却しております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

(5) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式によっております。

（追加情報）

（法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.0％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.0％、平成28年４月１日以降のものについては32.0％にそれぞれ変更しております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が13,230千円減少、繰延税金負債（繰延税金資産の金額より控除できない金額）が928千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が11,870千円、その他有価証券評価差額金が2,892千円、退職給付に係る調整累計額が△3,323千円それぞれ増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物	1,680,925千円
構築物	13,865千円
機械及び装置	257,477千円
土地	1,208,453千円
投資有価証券	63,513千円
計	3,224,235千円

上記に対応する債務

短期借入金	605,000千円
長期借入金	1,898,573千円
(うち１年内返済予定の長期借入金)	(647,808千円)
計	2,503,573千円

(2) 上記のうち工場財団抵当として担保に供している資産及び担保に係る債務

建物	180,438千円
構築物	4,398千円
機械及び装置	257,160千円
土地	40,724千円
計	482,721千円

上記に対応する債務

短期借入金	385,000千円
長期借入金	1,274,993千円
(うち１年内返済予定の長期借入金)	(420,384千円)
計	1,659,993千円

2．有形固定資産の減価償却累計額等

減価償却累計額　7,342,532千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3．債権流動化による受取手形裏書譲渡高　387,449千円

4．当座貸越契約等

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行６行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,550,000千円
借入実行残高	555,000千円
差引額	1,995,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

発行済株式（普通株式）　10,120,000株

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	59,695	6	平成26年３月31日	平成26年６月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年６月26日開催の定時株主総会議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	49,506	5	平成27年３月31日	平成27年６月29日

3．当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用は、余資がある場合に短期的な預金等で行うことに限定しております。資金調達は、運転資金及び設備資金の調達のために金利動向や長短のバランスを勘案して銀行借入を行うほか、必要に応じて社債発行や債権流動化を行っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金には顧客の信用リスクが存在しますが、当該リスク管理のため与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク軽減を図っております。なお、連結子会社も上記に準じてリスク軽減を図っております。

投資有価証券である株式には市場価格の変動リスクが存在しますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に市場価格（時価）や発行体の財務状況等を確認しております。

支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日です。なお、その一部には原材料等の輸入に伴う外貨建て債務があり為替変動リスクが存在しますが、取引額の一定の範囲内で先物為替予約等を利用しリスク回避を行っております。

借入金及び社債のうち、変動金利借入には金利変動リスクが存在しますが、借入額の一定の範囲内で金利スワップ取引を利用し、キャッシュ・フローの固定化を図りリスク回避を行っております。また、長期借入金の返済日及び社債の償還日については、原則として５年以内としております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ及び変動金利の借入金調達に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした取引であります。契約先がいずれも信用度の高い金融機関であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しており、また、内部規定により実需に対して一定の範囲内の取引に限定し投機的な契約は排除しております。デリバティブ取引の執行及び管理は、内部規定に従い、財務担当部署が取締役会の決議または定められた執行管理手続を経て行っております。

当社は、各部署からの報告に基づき、適時に資金繰計画を作成・更新することにより、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2) を参照下さい。）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,146,145	2,146,145	―
(2) 受取手形及び売掛金	3,861,465		
貸倒引当金	△16,298		
	3,845,167	3,845,167	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	262,483	262,483	―
(4) 支払手形及び買掛金（＊１）	(1,909,719)	(1,909,719)	
(5) 短期借入金（＊１）	(605,000)	(605,000)	―
(6) 設備関係支払手形（＊１）	(188,062)	(188,062)	―
(7) 社債（＊１）	(466,000)	(466,638)	(638)
(8) 長期借入金（＊１）	(1,898,573)	(1,900,855)	(2,282)
(9) リース債務（＊１）	(11,392)	(11,398)	(6)

（＊１）負債に計上される項目については、（　）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	151,454	262,483	111,028
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
合計		151,454	262,483	111,028

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 設備関係支払手形

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

社債の時価は、当社発行の社債が全て市場価格のないものであるため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金、並びに(9) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10)デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	6,205

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	2,146,145	―
受取手形及び売掛金	3,861,465	―
合計	6,007,610	―

(注4) 社債、借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

なお、社債及び長期借入金に係る連結貸借対照表計上額、時価ならびに返済予定額については、それぞれ1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	605,000	―	―	―	―	―
社債	66,000	164,000	36,000	200,000	―	―
長期借入金	647,808	599,540	345,235	159,728	57,787	88,475
リース債務	1,872	1,872	1,872	1,872	1,872	2,028
合計	1,320,680	765,412	383,107	361,600	59,659	90,503

(賃貸等不動産に関する注記)

1．賃貸等不動産に関する事項

当社は、東京都において賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設等を所有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時　価
2,416,693	4,725,106

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいた不動産鑑定評価による金額を基礎として、不動産鑑定評価実施時からの経年変化を一定の指標等に基づき調整し自社で算定した金額であります。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	502円85銭
１株当たり当期純利益	56円04銭

（注）（会計方針の変更）に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
この結果、当連結会計年度の１株当たり純資産額は2円43銭減少しております。なお、１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

櫻護謨株式会社
　取　締　役　会　御中

藍 監査法人
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小 林 恒 男 ㊞
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　関 端 京 夫 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、櫻護謨株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、櫻護謨株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び藍監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査結果

(1) 事業報告等の監査結果

一．事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二．取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三．内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人藍監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人藍監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月19日

櫻護謨株式会社　監査役会

常勤監査役　高　橋　　博　㊞

社外監査役　岩　﨑　惠　弘　㊞

社外監査役　矢　崎　晴　久　㊞

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**(7,463,754)**	**流動負債**	**(4,306,171)**
現金及び預金	1,548,534	支払手形	987,008
受取手形	429,728	買掛金	832,224
電子記録債権	823,952	短期借入金	605,000
売掛金	2,487,622	関係会社短期借入金	54,650
商品	49,164	１年内償還予定の社債	66,000
製品	11,635	１年内返済予定の長期借入金	647,808
半製品	399,793	リース債務	1,872
原材料	428,023	未払金	47,395
仕掛品	1,102,523	未払費用	197,495
貯蔵品	12,363	未払法人税等	197,446
前払費用	20,072	未払消費税等	135,427
関係会社短期貸付金	21,083	預り金	37,086
繰延税金資産	101,725	賞与引当金	222,764
その他	43,848	役員賞与引当金	68,000
貸倒引当金	△16,319	設備関係支払手形	188,062
固定資産	**(3,961,612)**	その他	17,927
有形固定資産	**3,458,119**	**固定負債**	**(2,468,620)**
建物	1,762,629	社債	400,000
構築物	16,262	長期借入金	1,250,765
機械及び装置	258,314	リース債務	9,519
車両運搬具	1,812	長期預り敷金保証金	202,021
工具、器具及び備品	22,460	退職給付引当金	186,801
土地	1,304,211	役員退職慰労引当金	188,845
リース資産	10,461	厚生年金基金解散損失引当金	219,710
建設仮勘定	81,965	資産除去債務	10,957
無形固定資産	**14,821**	**負債合計**	**6,774,792**
借地権	5,894	**純資産の部**	
ソフトウェア	3,963	**株主資本**	**(4,591,439)**
その他	4,964	**資本金**	**506,000**
投資その他の資産	**488,670**	**資本剰余金**	**285,430**
投資有価証券	213,558	資本準備金	285,430
関係会社株式	125,000	**利益剰余金**	**3,865,259**
破産更生債権等	238	利益準備金	112,964
保険積立金	99,824	その他利益剰余金	3,752,295
繰延税金資産	36,080	買換資産圧縮積立金	168,740
その他	14,206	別途積立金	352,573
貸倒引当金	△238	繰越利益剰余金	3,230,981
		自己株式	**△65,250**
		評価・換算差額等	**(59,134)**
		その他有価証券評価差額金	**59,134**
		純資産合計	**4,650,574**
資産合計	**11,425,366**	**負債・純資産合計**	**11,425,366**

損 益 計 算 書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		9,702,798
売上原価		7,231,501
売上総利益		**2,471,296**
販売費及び一般管理費		1,572,058
営業利益		**899,237**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	20,015	
貸倒引当金戻入額	5,401	
その他	25,946	51,363
営業外費用		
支払利息	51,241	
社債利息	2,946	
社債発行費	1,859	
その他	19,509	75,556
経常利益		**875,045**
特別利益		
事業譲渡益	65,000	65,000
特別損失		
固定資産除却損	1,096	1,096
税引前当期純利益		**938,948**
法人税、住民税及び事業税	327,102	
法人税等調整額	72,761	399,863
当期純利益		**539,084**

株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	506,000	285,430	285,430
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	506,000	285,430	285,430
当期変動額			
剰余金の配当			—
実効税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の増加			—
買換資産圧縮積立金の取崩			—
当期純利益			—
自己株式の取得			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			—
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	506,000	285,430	285,430

（単位：千円）

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	112,964	163,132	352,573	2,781,169	3,409,839	△46,505	4,154,765
会計方針の変更による累積的影響額				△23,969	△23,969		△23,969
会計方針の変更を反映した当期首残高	112,964	163,132	352,573	2,757,200	3,385,870	△46,505	4,130,795
当期変動額							
剰余金の配当				△59,695	△59,695		△59,695
実効税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の増加		7,529		△7,529	—		—
買換資産圧縮積立金の取崩		△1,921		1,921	—		—
当期純利益				539,084	539,084		539,084
自己株式の取得					—	△18,745	△18,745
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							—
当期変動額合計	—	5,607	—	473,781	479,389	△18,745	460,644
当期末残高	112,964	168,740	352,573	3,230,981	3,865,259	△65,250	4,591,439

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	35,947	35,947	4,190,712
会計方針の変更による累積的影響額			△23,969
会計方針の変更を反映した当期首残高	35,947	35,947	4,166,742
当期変動額			
剰余金の配当		—	△59,695
実効税率変更に伴う買換資産圧縮積立金の増加		—	—
買換資産圧縮積立金の取崩		—	—
当期純利益		—	539,084
自己株式の取得		—	△18,745
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23,187	23,187	23,187
当期変動額合計	23,187	23,187	483,831
当期末残高	59,134	59,134	4,650,574

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式　　移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産　　原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

① 商品、製品、半製品、仕掛品　　先入先出法

② 原材料、貯蔵品　　主として移動平均法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法

但し、平成10年４月１日以降取得した建物（附属設備は除く）については、定額法を採用しております。不動産賃貸部門においては定額法を採用しております。

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から５年間で均等償却する方法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

・建物及び構築物　　３年～65年

・機械及び装置　　９年

・工具、器具及び備品　　２年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給規定に基づき支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金　役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年）の定額法による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が36,876千円増加し、繰越利益剰余金が23,969千円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に対する影響は軽微であります。
なお、当事業年度の１株当たり純資産額は2円43銭減少しております。

(5) 役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規を基礎として算定された支給見積額のうち、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(6) 厚生年金基金解散損失引当金　厚生年金基金の解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、厚生年金基金による解散方針決議時の解散損失見込額を基礎として、負担相当額を計上しております。

４．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法
社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

(2) ヘッジ会計の処理
① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象
・ヘッジ手段…通貨スワップ、金利スワップ
・ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務、借入金
③ ヘッジ方針
主として内部規定に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
④ ヘッジ有効性の評価方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(3) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式によっております。

（追加情報）

（法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.0％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.0％、平成28年４月１日以降のものについては32.0％にそれぞれ変更しております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が9,547千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が11,512千円、その他有価証券評価差額金が1,964千円それぞれ増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物	1,680,925千円
構築物	13,865千円
機械及び装置	257,477千円
土地	1,208,453千円
投資有価証券	63,513千円
計	3,224,235千円

上記に対応する債務

短期借入金	605,000千円
長期借入金	1,898,573千円
(うち１年内返済予定の長期借入金)	(647,808千円)
計	2,503,573千円

(2) 上記のうち工場財団抵当として担保に供している資産及び担保に係る債務

建物	180,438千円
構築物	4,398千円
機械及び装置	257,160千円
土地	40,724千円
計	482,721千円

上記に対応する債務

短期借入金	385,000千円
長期借入金	1,274,993千円
(うち１年内返済予定の長期借入金)	(420,384千円)
計	1,659,993千円

2．有形固定資産の減価償却累計額等

減価償却累計額 7,305,300千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3．債権流動化による受取手形裏書譲渡高 387,449千円

4．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記されたものを除く）

短期金銭債権	1,642,580千円
短期金銭債務	16,447千円

なお、受取手形には債権流動化による受取手形裏書譲渡高314,110千円を含めております。

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売上高	3,984,010千円
売上原価	88,843千円
販売費及び一般管理費	78,844千円
営業外収益	18,365千円
営業外費用	1,130千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当該事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	218,648株

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産の発生の主な原因

賞与引当金	73,512千円
退職給付引当金	59,776千円
役員退職慰労引当金	60,430千円
厚生年金基金解散損失引当金	70,307千円
貸倒引当金	4,969千円
減損損失	75,290千円
投資有価証券評価損	4,672千円
たな卸資産評価減	31,818千円
その他	54,018千円
繰延税金資産小計	434,795千円
評価性引当額	△196,322千円
繰延税金資産合計	238,473千円

２．繰延税金負債の発生の主な原因

買換資産圧縮引当金	79,407千円
その他	21,260千円
繰延税金負債合計	100,667千円
繰延税金資産の純額	137,805千円

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	桜ホース㈱	所有　直接100 被所有　なし	当社販売代理店 当社製商品の販売 資金の貸付・借入 利息の受取・支払 役員の兼任	消防機器の販売（注１）	3,916,575	受取手形（注7） 売掛金	566,265 1,013,617
				販売手数料の支払（注２）	78,331	－	－
				資金の借入（注３）	－	関係会社短期借入金	46,038
子会社	櫻テクノ㈱	所有　直接100 被所有　なし	工場の賃貸 当社製商品の販売 原材料の購入 資金の貸付・借入 利息の受取・支払 役員の兼任	工場の賃貸（注４）	6,600	－	－
				ゴム製商品の販売（注１）	47,682	売掛金	9,162
				商品・原材料の購入（注５）	3,320	買掛金	26
				資金の借入（注３）	－	受取手形（注7）	41,254
						関係会社短期借入金	8,611
子会社	㈱二十一世紀	所有　直接100 被所有　なし	賃貸不動産の委託管理 事務所の賃貸 役員の兼任	委託管理費の支払（注６）	43,035	未払費用	1,594
子会社	㈱川尻機械	所有　直接100 被所有　なし	商品・原材料の購入 資金の貸付・借入 利息の受取・支払	商品・原材料の購入（注５）	42,999	買掛金	1,364
				資金の貸付（注３）	－	支払手形	－
						関係会社短期貸付金	21,083
				資金の借入（注３）	－	受取手形（注7）	9,861

（注1）　消防機器及びゴム製商品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）　販売手数料の支払については、合理的な計算に基づき一定の料率を決定しております。

（注3） 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。連結グループ上の資金の有効性を高めるため、貸付及び借入ともに返済期限を定めず、毎月貸付及び借入とそれぞれの返済を行い、毎月末の貸付金と借入金相殺後の純額を貸付金残高又は借入金残高として計上しております。資金の貸付による支払手形残高は、子会社の買掛金等の支払に充当しております。資金の借入による受取手形残高は、子会社の売掛金回収による受取手形を親会社である当社において一括管理するため、短期借入金として受け入れております。なお、担保の受入及び差入は行っておりません。

（注4） 工場の賃貸（土地、建物構築物及び製造設備一式）については、周辺地域の市場実勢を勘案して金額を決定しております。

（注5） 商品・原材料の購入については、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

（注6） 委託管理費の支払については、市場実勢を勘案して金額を決定しております。

（注7） 期末残高の受取手形には、受取手形裏書譲渡高314,110千円を含めております。

（注8） 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	469円69銭
１株当たり当期純利益	54円34銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

櫻護謨株式会社
　取　締　役　会　御中

藍 監査法人
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小 林 恒 男 ㊞
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　関 端 京 夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、櫻護謨株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営基盤のより一層の強化と今後の事業展開のために内部留保に努めながら、株主の皆様に対する安定的な利益還元をはかることを基本方針として、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は49,506,760円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月29日としたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成２６年法律第９０号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第３２条（取締役の責任免除）及び第４４条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。

なお、第３２条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第３２条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（取締役の責任免除） 第３２条 （現行のとおり）
２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（監査役の責任免除） 第４４条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（監査役の責任免除） 第４４条 （現行のとおり）
２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	２．当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第３号議案　取締役11名選任の件

現取締役全員（９名）の任期は、本総会終結の時をもって満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため２名増員して取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	中村浩士（なかむらひろし） （昭和36年１月７日生）	平成５年10月当社入社 平成７年６月当社取締役総合企画部長 平成９年６月当社常務取締役総合企画担当兼総合企画部長 平成13年６月当社専務取締役営業本部長兼総合企画部長 平成15年２月当社代表取締役社長兼営業本部長 現在に至る **重要な兼職の状況** 櫻テクノ㈱代表取締役会長	1,208,240株
2	岩崎哲也（いわさきてつや） （昭和37年１月12日生）	平成３年４月当社入社 平成７年６月当社取締役大田原製作所技術部長 平成９年６月当社常務取締役大田原製作所技術担当兼技術部長 平成15年６月当社専務取締役（代表取締役）大田原製作所長 平成21年６月当社専務取締役（代表取締役）大田原製作所長兼不動産部門担当 平成22年６月当社取締役副社長（代表取締役） 現在に至る **重要な兼職の状況** ㈱二十一世紀代表取締役社長	1,120,041株
3	中野伍朗（なかのごろう） （昭和21年３月25日生）	昭和43年４月当社入社 平成元年６月当社取締役企画部長 平成５年６月当社常務取締役大田原製作所副所長兼品質保証部長 平成９年10月当社常務取締役総務担当兼総務部長 平成16年６月当社常務取締役総務・資材担当兼総務部長 平成21年６月当社常務取締役総務・資材・物流担当兼総務部長 平成22年６月当社常務取締役総務・資材・物流・大田原製作所担当兼総務部長 平成23年６月当社専務取締役（社長補佐・業務統括） 現在に至る	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	千葉(ちば) 健二(けんじ) (昭和28年８月16日生)	昭和54年４月当社入社 平成15年４月当社大田原製作所生産部長 平成15年６月当社取締役大田原製作所生産部長 平成19年６月当社取締役大田原製作所副所長・工務担当兼生産部長 平成22年６月当社取締役大田原製作所長兼生産部長 平成23年６月当社常務取締役大田原製作所長 現在に至る	1,000株
5	伊藤(いとう) 宏(ひろし) (昭和27年10月26日生)	昭和51年４月当社入社 平成12年４月当社大阪営業所長兼営業一課長 平成16年４月当社営業本部営業第一部担当部長 平成21年６月当社取締役営業本部営業第一部長 平成22年６月当社取締役営業本部PM兼営業一部長 平成23年６月当社取締役営業本部PM（消防・防災部門） 平成26年６月当社常務取締役営業本部PM（消防・防災部門） 現在に至る **重要な兼職の状況** 桜ホース㈱代表取締役社長	1,500株
6	遠藤(えんどう) 聡(さとし) (昭和30年１月23日生)	昭和52年４月当社入社 平成13年４月当社大田原製作所工務部次長 平成20年７月当社総務部担当部長 平成21年７月当社執行役員総務部担当部長 平成23年６月当社取締役総務部長 平成27年４月当社取締役総務部長兼物流部長 現在に至る	1,000株
7	佐藤(さとう) 彰(あきら) (昭和26年７月26日生)	昭和50年４月当社入社 平成15年４月当社総合企画部長 平成19年４月当社営業本部名古屋営業所長 平成22年６月当社営業本部PM兼営業三部長 平成23年７月当社執行役員営業本部PM（工業用品部門）兼営業三部長 平成25年６月当社取締役営業本部PM（工業用品部門）兼営業三部長 現在に至る **重要な兼職の状況** 櫻テクノ㈱代表取締役社長	1,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	藤生克好（ふじう かつよし） （昭和27年11月22日生）	昭和52年４月当社入社 平成13年11月当社技術担当部長兼消防技術課長 平成19年４月当社営業本部総合企画部長 平成22年７月当社執行役員営業本部PM兼営業二部長 平成23年７月当社執行役員営業本部PM（航空・宇宙部門） 平成25年６月当社取締役営業本部PM（航空・宇宙部門） 現在に至る	1,000株
※9	土田久敏（つちだ ひさとし） （昭和28年6月11日生）	昭和54年４月当社入社 平成16年10月当社大田原製作所技術部長兼航空技術課長兼高分子生産技術課長 平成20年７月当社資材部長 平成23年７月当社執行役員大田原製作所生産部長兼生産技術部長 現在に至る	3,000株
※１０	黒川洋二（くろかわ ようじ） （昭和39年5月15日生）	昭和58年４月当社入社 平成16年４月当社大阪営業所長兼営業一課長 平成21年４月当社営業本部営業第一部次長 平成22年７月当社営業本部営業一部担当部長兼営業一課長 平成23年７月当社執行役員営業本部営業一部長 現在に至る	2,000株
１１	中村一雄（なかむら かずお） （昭和32年11月７日生）	平成15年６月当社取締役 現在に至る **重要な兼職の状況** ㈱金陽社代表取締役会長 Kinyo Virginia, Inc.取締役社長 Kinyo Europe GmbH 代表取締役会長	7,700株

（注）1.※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者中村一雄氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
同氏は、㈱金陽社の代表取締役会長、Kinyo Virginia,Inc.取締役社長ならびにKinyo Europe GmbH代表取締役会長であり、その実績・見識は高く評価されているところであることから、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。
なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
4. 当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、候補者中村一雄氏との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任限度額について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において同氏が再任された場合には、本契約は継続となります。

第４号議案　役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の利益、従来に支給した役員賞与の額、その他諸般の事情を勘案し、当期末時点の取締役９名(内社外取締役１名)に対し、総額６，１４１万円(取締役分６，００３万円、社外取締役１３８万円)、監査役３名に対し、総額６５９万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

（なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決定に、監査役については監査役の協議によることにいたしたいと存じます。）

以上

ご参考

平成27年５月21日取締役会おいて「内部統制システム」の構築に関する基本方針の改定について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コンプライアンス体制の基礎として、企業行動憲章およびコンプライアンス基本規定を定め管理体制を整える。

(2)取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

(3)内部通報制度運用規定を定め、法令遵守義務のある行為等について、社内及び社外に法令違反事実の通報窓口を設置する。会社は、通報内容を守秘し、通報者への不利益な扱いを行わない。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規定等に基づき文書等の保存・管理する。

３．損失の危険の管理に関する規定その他の体制

リスク管理体制の基礎として、社内規定の整備やリスク管理規定を定め、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める管理体制を整える。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を隔月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に社長、専務、常務によって構成される常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、職務規定、分課分掌規定

において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

5．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)取締役は子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

(2)子会社が当社からの経営管理、経営指導内容の法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社総務部長ならびに監査役に報告するものとする。

(3)子会社管理規定等にて子会社からの報告体制等を定めることとする。

(4)グループ内取引は法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし適切なものとし、公正性を保持する。

6．監査役がその職務を補助すべき監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。また、当該スタッフの任命・異動等の決定には事前に監査役の同意を得るものとする。

(2)監査役スタッフは専任または兼任する使用人とし、当該使用人は監査役スタッフ業務に関しては監査役の指揮命令下に置き、独立性や指示の有効性を確保する。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

(2)当社及び子会社に法令違反行為や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組みを定め、当該通報、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

(3)常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行

状況を把握するため、常務会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明をもとめるものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

(4)監査役は当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図るものとする。

(5)監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により、会社は速やかに支払うものとする。

8．財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

9．反社会勢力の排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

(1)健全な会社経営のため、反社会勢力との関係を遮断する。

(2)「企業行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むことを定め、「社員行動指針」を社内に周知する。

(3)反社会勢力の排除を目的とする外部の専門機関が行う地域や職域の活動に参加し、専門機関との緊密な連携関係の構築、情報の収集及び適切な対応のための啓発に努める。

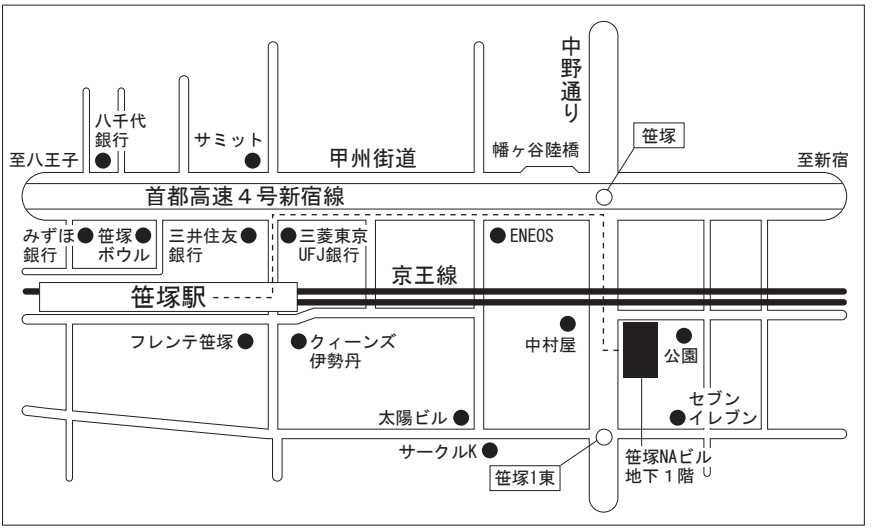
以上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都渋谷区笹塚１丁目50－１
笹塚NAビル　地下１階

交　通　●京王線／京王新線　笹塚駅より徒歩７分
（笹塚駅は、新宿駅より京王線で５分）

（概略図）



○ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮下さいますようお願い申し上げます。